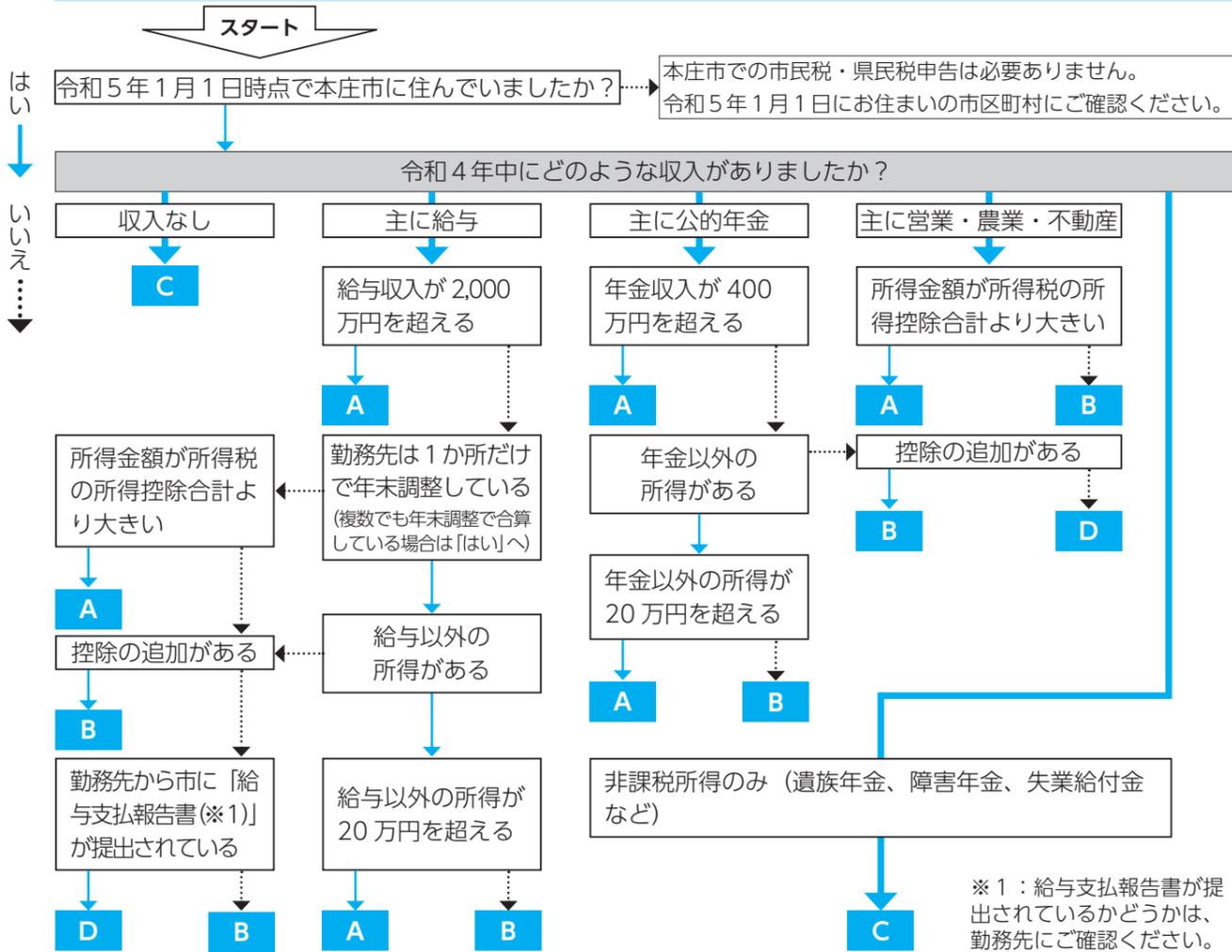


# あなたの申告は所得税の確定申告？それとも市民税・県民税の申告？

フローチャートの質問に答えて、確認してみましょう！

次の①～⑪に該当する場合は税務署で確定申告が必要です(11 ページ『税務署からのお知らせ』をご覧ください)。該当しない場合はスタートから質問に答えて進んでください。

①青色申告をする	②令和3年分以前の確定申告をする
③死亡者の確定申告をする	④土地・建物・株式等の譲渡所得がある
⑤先物取引に係る雑所得等がある	⑥雑損控除を受ける
⑦住宅借入金等特別控除を受ける(初年度)	⑧山林所得がある
⑨災害減免を受ける	⑩外国税額控除を受ける
⑪外国に住んでいる扶養親族の扶養控除を受ける	



※1：給与支払報告書が提出されているかどうかは、勤務先にご確認ください。

<b>A</b>	<b>所得税の確定申告が必要</b>	市民税・県民税の申告は必要ありません。
<b>B</b>	<b>市民税・県民税の申告が必要</b>	所得税の還付を受ける場合は、確定申告が必要です。
<b>C</b>	<b>市民税・県民税の申告が必要な場合あり</b>	次のいずれかに該当する場合は、市民税・県民税の申告が必要です。 ①16歳以上の国民健康保険加入者とその世帯主 ②後期高齢者医療制度加入者とその世帯主 ③介護保険被保険者とその世帯主及び世帯員 ④市営住宅及び県営住宅入居者(中学生以下は除く) ⑤医療福祉などの行政サービスを受ける場合 ⑥所得・課税証明書が必要な方 ※『収入がない旨の申告』に限り、申告受付期間前でも課税課(市役所1階)で受け付けます(2月13日(月)以降は申告会場での受付となります)。
<b>D</b>	<b>申告は不要</b>	所得税の還付を受ける場合は、確定申告が必要です。

**受付期間**  
2/13(月)  
▼  
3/15(水)

## 市民税・県民税

# 申告受付が始まります

申告は期限内に正しく行いましょう。会場では、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を行います。申告を受け付けますので、ご協力をお願いします。  
★課税課 ☎25-11123 (所得税については、本庄税務署 ☎22-21111)

令和5年度市民税・県民税申告と令和4年分所得税の確定申告の申告受付を行います(所得税の確定申告は還付申告等の簡易な申告のみ)。なお、会場の混雑緩和のため、地区ごとに申告相談の指定日を設定しています(10ページ参照)。また、午前中は混雑が予想されますので、混雑を避けてお越しください。  
ご自身の必要な申告については、9ページのフローチャートでご確認ください。

### 申告時に必要なもの

①マイナンバーカードまたは通知カード及び身元確認のできるもの(運転免許証など)  
※詳しくは、10ページ参照。  
配偶者控除・扶養控除を受ける場合は、その方のマイナンバーを確認できるものも必要になります。  
なお、次の方は扶養控除等の対象とすることができません。  
・年間の所得が48万円を超える方  
・他の方の扶養控除等の対象となっている方

### 2 所得がわかるもの

・給与所得、年金所得 ▼源泉徴収票  
・事業所得(営業、農業)、不動産所得 ▼事前に収支計算を済ませた収支内訳書  
・配当所得、一時所得、雑所得 ▼年間取引報告書等、支払調書  
③各種控除を証明できるもの  
A 社会保険料控除 ▼国民健康保険、国民年金、介護保険、後期高齢者医療保険等の領収書または支払証明書  
B 生命保険料控除、地震保険料控除 ▼控除証明書  
C 寄附金控除 ▼領収書または支払証明書  
D 医療費控除 ▼医療費控除の明細書(事前に診療を受けた方ごと、医療機関ごとに累計して明細書を作成)セルフレディケーション税制による医療費控除の特例 ▼セルフレディケーション税制の明細書  
E 障害者控除 ▼身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書  
※D、Eはいずれか一方のみ適用が受けられます。

### 4 所得税の還付を受ける方は、申告者本人名義の口座が確認できる預金通帳など

※書類等に不備がある場合、再度お越しいただくことがあります。  
申告は3月15日(水)までに済ませてください。  
期限内に申告がお済みでない方は、令和5年度(令和4年分)所得・課税証明書の発行に日数がかかる場合があります。

### 申告は期限内に

### 市民税・県民税申告書は郵送で提出できます

市民税・県民税申告書は、課税課(市役所1階)、支所市民福祉課(アスパシアこだま1階)、はにぼんプラザ、セルディ、図書館本館、各公民館及び市HPで配付しています。  
市民税・県民税申告書の書き方を参考に作成して郵送で提出すると、申告会場へ出向く必要がなくなります。

### 介護保険要介護認定者の障害者控除の適用について

介護保険の要介護認定(要介護2から5)を受けている方は、身体障害者手帳等を持っていない場合でも、市が発行する障害者控除対象者認定書(認定書)を添付することで、障害者控除が受けられます。  
初めて認定書の発行を受ける際には申請が必要です。

### 対象 基準日(令和4年12月31日)

時点で要介護2から5までのいずれかの認定を受けている65歳以上の方  
※対象者が死亡した場合は、死亡日が基準日。

### 申請方法 本人または代理人が介護保険被保険者証を持参のうえ、左記の窓口へ

※すでに申請済みの方には、1月下旬に令和4年分の認定書を送付しています。  
★介護保険課(市役所1階) ☎25-1719  
支所市民福祉課(アスパシアこだま1階) ☎72-1333